

三木町告示第68号

三木町国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第20号

三木町国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

第4条第1項中「承認又は不承認を決定する」を「可否を決定し、その結果を国民健康保険税減免決定通知書（様式第2号）又は国民健康保険税減免却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項中「第2項」を削り、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「第2項」を削り、「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。